



# 宮 崎 県 公 報

令和4年11月21日(月曜日) 第359号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ” ) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更( “ ” ) 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定……………( “ ” ) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2

頁

### 公 告

- 地図及び簿冊の認証(14件)……………(農村計画課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……(農村整備課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可……………( “ ” ) 5

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………5
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………5

## 告 示

### 宮崎県告示第 766号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
トロン薬局	都城市年見町23号2番地	令和4年10月1日
トロン薬局年見	都城市年見町24号4番地	令和4年10月1日
訪問看護ステーションcocconoki	児湯郡高鍋町大字北高鍋 763-3	令和4年10月1日
いざき調剤薬局NT	都城市蔵原町1街区4号	令和4年10月3日

### 宮崎県告示第 767号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
トロン薬局	都城市年見町23号2番地	令和4年9月30日
トロン薬局年見	都城市年見町24号4番地	令和4年9月30日
いざき調剤薬局NT	都城市蔵原町1街区7号	令和4年10月2日

### 宮崎県告示第 768号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
医療法人社団正喜会福島外科胃腸科整形外科医院	都城市都北町6430番地

#### 2 届出事項

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 福島外科胃腸科医院	医療法人社団正喜会福島外科胃腸科整形外科医院	令和4年10月4日

宮崎県告示第 769号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
宮里 直樹 ゆいまある整骨院	都城市花繰町1街区5号 102号室	令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県告示第 770号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 中浦迫－2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市大字西弁分字中浦ヶ迫4725番1
2	” ” ” 4725番1
3	” ” ” 4729番2
4	” ” ” 4735番
5	” ” ” 4736番
6	” ” ” 4736番
7	” ” ” 4739番
8	” ” ” 字浦ヶ迫 712番地先道路敷
9	” ” ” 713番地先道路敷
10	” ” ” 字中浦ヶ迫4734番2地先道路敷
11	” ” ” 4734番
12	” ” ” 4732番
13	” ” ” 4732番

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

平成25年10月1日から令和4年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字熊野の一部

4 認証年月日

令和 4 年 11 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

令和元年11月1日から令和4年3月9日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字内海の一部

4 認証年月日

令和 4 年 11 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

平成25年10月1日から令和4年3月9日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字糸原の一部

4 認証年月日

令和 4 年 11 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

令和元年8月1日から令和4年2月22日まで

3 地籍調査を行った地域

日南市大字上方の一部

4 認証年月日

令和 4 年 11 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

令和元年8月1日から令和4年2月22日まで

3 地籍調査を行った地域

日南市大字富士、伊比井の一部

4 認証年月日

令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和元年8月1日から令和4年2月22日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市大字酒谷の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
小林市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和元年11月1日から令和3年9月10日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
小林市真方の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
小林市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年11月1日から令和4年2月22日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
小林市北西方の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和2年7月1日から令和4年3月25日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町迫野内の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年12月1日から令和4年3月25日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市美々津町の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
西都市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和元年7月1日から令和4年3月8日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
西都市大字鹿野田の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和元年11月1日から令和4年2月24日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
えびの市大字末永の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
綾町
- 2 地籍調査を行った期間  
令和2年6月1日から令和4年3月17日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
綾町大字南俣、大字入野の一部
- 4 認証年月日  
令和4年11月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

<p>令和 4 年 11 月 21 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 西米良村</p> <p>2 地籍調査を行った期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで</p> <p>3 地籍調査を行った地域 西米良村大字村所の一部</p> <p>4 認証年月日 令和 4 年 11 月 10 日</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和 4 年 11 月 21 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">役名</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 60%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>黒木政章</td> <td>宮崎市清武町船引7261番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>本村真二</td> <td>宮崎市神宮1丁目92番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（任期：令和 5 年 3 月 31 日まで）</p> <p>2 退任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">役名</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 60%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監事</td> <td>山口紀昭</td> <td>宮崎市祇園3丁目 209番地</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和 4 年 11 月 21 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">役名</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 60%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>門村政昭</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干善勝</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>甲斐亀男</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>坂本建二郎</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2</td> </tr> </tbody> </table>	役名	氏名	住所	理事	黒木政章	宮崎市清武町船引7261番地	監事	本村真二	宮崎市神宮1丁目92番地1	役名	氏名	住所	監事	山口紀昭	宮崎市祇園3丁目 209番地	役名	氏名	住所	理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地	理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地	理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地	理事	坂本建二郎	西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">理事</td> <td style="width: 30%;">飯干久敏</td> <td style="width: 60%;">西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>甲斐只一</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山4506番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干和昭</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>橋本裕幸</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>興梠久利</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山 724番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（任期：令和 7 年 10 月 18 日まで）</p> <p>2 退任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">役名</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 60%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>門村政昭</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干善勝</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>甲斐亀男</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>甲斐義信</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山4662番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干久敏</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>坂本直幸</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山3965番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>坂本建二郎</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干博士</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山1093番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>飯干和昭</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>甲斐早雄</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山 837番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>橋本裕幸</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地</td> </tr> </tbody> </table>	理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地	理事	甲斐只一	西臼杵郡高千穂町大字向山4506番地	理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地	監事	橋本裕幸	西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地	監事	興梠久利	西臼杵郡高千穂町大字向山 724番地	役名	氏名	住所	理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地	理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地	理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地	理事	甲斐義信	西臼杵郡高千穂町大字向山4662番地	理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地	理事	坂本直幸	西臼杵郡高千穂町大字向山3965番地	理事	坂本建二郎	西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2	理事	飯干博士	西臼杵郡高千穂町大字向山1093番地	理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地	理事	甲斐早雄	西臼杵郡高千穂町大字向山 837番地	監事	橋本裕幸	西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地
役名	氏名	住所																																																																																
理事	黒木政章	宮崎市清武町船引7261番地																																																																																
監事	本村真二	宮崎市神宮1丁目92番地1																																																																																
役名	氏名	住所																																																																																
監事	山口紀昭	宮崎市祇園3丁目 209番地																																																																																
役名	氏名	住所																																																																																
理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地																																																																																
理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地																																																																																
理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地																																																																																
理事	坂本建二郎	西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2																																																																																
理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地																																																																																
理事	甲斐只一	西臼杵郡高千穂町大字向山4506番地																																																																																
理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地																																																																																
監事	橋本裕幸	西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地																																																																																
監事	興梠久利	西臼杵郡高千穂町大字向山 724番地																																																																																
役名	氏名	住所																																																																																
理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2702番地																																																																																
理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地																																																																																
理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地																																																																																
理事	甲斐義信	西臼杵郡高千穂町大字向山4662番地																																																																																
理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地																																																																																
理事	坂本直幸	西臼杵郡高千穂町大字向山3965番地																																																																																
理事	坂本建二郎	西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2																																																																																
理事	飯干博士	西臼杵郡高千穂町大字向山1093番地																																																																																
理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地																																																																																
理事	甲斐早雄	西臼杵郡高千穂町大字向山 837番地																																																																																
監事	橋本裕幸	西臼杵郡高千穂町大字向山2591番地																																																																																

監 事	興 梶 久 利	西臼杵郡高千穂町大字向山 724番地
-----	---------	--------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）から令和 4 年 8 月 31 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40 万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 4 年 11 月 7 日現在次のとおりである。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17,918人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え 80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,985人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 4 年 11 月 7 日現在次のとおりである。

令和 4 年 11 月 21 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

児湯郡選挙区 18,683人

--	--